

郵便等による不在者投票の対象者拡大等を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和4年9月28日

提出者

24番 西園寺 みきこ

6番 宮代 一利

21番 本間 まさよ

22番 山本 ひとみ

武蔵野市議会議長 土屋 美恵子 殿

郵便等による不在者投票の対象者拡大等を求める意見書

現在、「郵便等による不在者投票制度」を利用できるのは、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を所持しかつ特定の要件を満たす方、または「介護保険の要介護区分」が「要介護5」の方のみです。要介護1から4までの方で寝たきりに近い方、また要介護認定を受けていないが外出が著しく困難な方は、制度を利用できません。

この課題解決のため、総務省は平成29年6月「投票環境の向上方策等に関する研究会」を設置し、「郵便等投票の対象範囲の拡大」に向けた検討を行いました。

研究会報告書は、「投票の意思があるのに投票所に行けない在宅高齢者の投票環境の向上は、重要な課題である」とした上で、「要介護4」さらに「要介護3」の方にも、郵便等による不在者投票の対象を拡大すべき、としました。

令和3年6月、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、外出自粛を余儀なくされた感染者に不在者投票（特例郵便等制度）を認める決定がなされたことは記憶に新しいところです。一方、要介護区分の対象拡大に向けた動きは見えません。平成30年の全国市区選挙管理委員会連合会要望書に、「多年にわたり第一線において選挙の管理執行の実務に従事して参りました各市区選挙管理委員会が、早期に実現をはかるべき事項としている」とあります。郵送等による不在者投票の対象者拡大は、超高齢化社会を迎え、在宅医療、在宅介護の充実が叫ばれている現在、一刻も早く実現すべき課題です。

以下、投票環境における制約をできる限り解消、改善し、さらなる利便性向上に努めるよう、下記事項を強く求めます。

記

- 1 郵便等による不在者投票制度の対象者を拡大し、要介護度の区分にかかわらず在宅介護を受けている選挙人の投票機会の確保を図ること。
- 2 駐車場、バリアフリー等が整った投票所での投票を可能にする等、自治体間の公平性に留意しつつ、投票環境における制約を解消、改善するための議論を加速させること。
- 3 郵便等による不在者投票制度の内容を、本人のみならず、家族、ケアマネジャー、支援者等に広く周知し、投票の意思があるにもかかわ

らず制度を知らず、投票をあきらめることがないように、情報提供を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月 日

武蔵野市議会議長 土屋 美恵子

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

宛て